

あれから7年

堂島川沿いに大阪高裁・地裁があり、もうすこし東に行くと大阪弁護士会館がある。モダンな会館に「あかん！ ゆるさん！ ヘイトスピーチ」と大きく書かれた垂れ幕が。これも大阪らしい。



弁護士会館2階の広い会議室で、写真チラシのシンポジウム「3.11 福島第一原発事故 被害者救済の現状と課題」が10日開かれた。チラシから一あのとき、未曾有の原発事故から関西に避難をしてきた被害者は4000人を超え、今も1000人あまりが先の見えない避難生活を送っています。恒久的な被害者対策が取られない中、国や東京電力を相手とした損害賠償訴訟が、全国30以上の裁判所に起こされ、昨年から次々と判決が出ています。これまでの判決内容を振り返り、関西の避難者の実情から、被害者救済のために何をなすべきかを考えます。」



まず大阪市立大の除本理史さんが「福島原発事故による被害をどう回復していくか」と題して基調講演。除本さんは日本環境会議(JEC)事務局次長であり、四日市や水俣、西淀川、福島などを調査研究している。今日も福島と水俣の調査から戻ったばかりという。



講演は原発事故被害者の現状、賠償制度の問題点と課題、区域外避難者の救済、「ふるさとの喪失」を中心に避難者の損害などについて、原発事故の被害回復の課題を考えるものだ。多くの情報と示唆を得たが、「まとめ2」だけを紹介しておく。— 区域外避難者に聞き取りをした経験では、自分自身よりもまず、子どもの被曝を避けたいという強い思いが避難を選択した理由の1つになっている。いわば子どもの受けるリスクに対する重みづけであるが、これは他の多くの人びとから共感を得られる判断であろう。こうした共感がどこまで広がるか救済を進めるうえでのカギとなる。(専門家や市民による「運動」の可能性)

このまとめは、ディスカッションで関西在住の避難者の方の心に迫る発言でも述べられたことだ。弁護士の白倉典武さんによる「全国の福島第一原発事故損害賠償訴訟の到達点」の報告、原発賠償関西訴訟の応援団★KANSAI サポーターズの久一千春さんの報告からも示唆を得られた。関西在住の避難者の発言については、別に紹介したい。

あれから7年、被害者救済の現状と課題を考えさせられ、学ぶことが多かった。

(2018年3月12日)